

特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合
の法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	(	)					
各 連 結 法 人 分 の 合 計 の 繰 越 前 過 連 結 成 税 額 算	各 連 結 法 人 分 の 合 計 の 繰 越 前 過 連 結 成 税 額 算	円	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)		20	円			
				経営改善設備の取得をした各連結 法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)		21				
				繰越税額控除限度超過額を有する各 連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		22				
				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)		23				
				法 人 分	当 期	総調整前連結税額基準額 (23)× $\frac{20}{100}$ －(別表六の二(十一)「25」)		24		
						当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)		25		
						調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑬」)		26		
						当期税額控除額の合計額 (25)－(26)		27		
				の 合 計	前 期	総調整前連結税額基準額 (23)× $\frac{20}{100}$ －(別表六の二(十一)「25」)		28		
						総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は((28)－(25))－(別表六の二 (十一)「32」)－(別表六の二(二十)「26」)		29		
						繰越 税額 控除 額		連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(39の①)の合計)	30	
						繰越 税額 控除 額		連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(39の②)の合計)	31	
				の 合 計	前 期	合 計		32		
						繰越 前過 連結 成税 額		連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑫」)	33	
								連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑬」)	34	
						合 計		35		
				当期繰越税額控除額の合計額 (32)－(35)		36				
				法人税額の特別控除額の合計額 (27)＋(36)		37				
				各 連 結 超 額 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除	限 越 過 人 額 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除	連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度		前期繰越額又は当 期税額控除限度額	当期控除可能額	翌 期 繰 越 額 (38)－(39)
						・ ・ ・ ・		38	39	40
						・ ・ ・ ・		円	円	
						・ ・ ・ ・		円	円	外 円
						計			(16)	
						当 期 分		(4)	(8)	外
合 計										

各 連 結 法 人 分 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1			
	調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$		2			
	当 期 基 準 額	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十九)付表「9」の合計)		3		
		税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$		4		
		法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	5		
			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$	6		
		法 人 税 額 基 準 額 ((5)と(6)のうち少ない金額)	7			
		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((4)と(7)のうち少ない金額)		8		
		調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$		9		
		当 期 税 額 控 除 額 (8) - (9)		10		
		繰 越 分	繰越税額控除限度超過額 (38の計)		11	
			法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(29) \times \frac{(1)}{(22)}$	12	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$			13		
	個別帰属額基準額の残額 ((13)又は((13)-(8)))-(別表六の二(十一)「16」)-(別表六の二(二十)「9」)			14		
	法 人 税 額 基 準 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)			15		
	当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((11)と(15)のうち少ない金額)		16			
	調整前連結税額超過構成額 $(33) \times \frac{(39の①)}{(30)} + (34) \times \frac{(39の②)}{(31)}$		17			
	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (16) - (17)		18			
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (10) + (18)		19			